

第50号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

平成8年12月17日外4件に、区民から寄贈を受けた5寄付金については、品川区社会福祉基金条例（昭和52年8月1日 条例第23号）により基金を形成している。

平成29年8月より着工した品川区立障害児者総合支援施設新築工事の竣工に伴い、本件基金を建設経費へ充当し寄贈者の厚情に応える。

1. 基金形成経過

(1) 障害者用善意社会福祉基金	平成8年12月17日受領	10,000,000円
(2) 石原ふみ障害者用社会福祉基金	平成8年5月20日受領	684,824,026円
(3) 安田リウ障害者用社会福祉基金	平成10年1月8日受領	10,000,000円
(4) 佐藤ユキ子障害者用社会福祉基金	平成16年3月11日受領	8,000,000円
(5) 高田右多子障害者用社会福祉基金	平成22年10月18日受領	81,004,473円

2. 当該基金取崩し充当額

合計 793,828,499円

3. 活用充当内容

品川区立障害児者総合支援施設の建設経費へ充当する。

建設経費 5,428,004,400円

平成29年8月着工 令和元年6月末竣工

4. 活用理由

障害児者総合支援施設の整備は、区の障害福祉サービスの充実と障害者の地域生活の安心を確保することを目的とするため、建設経費に、障害者用善意社会福祉基金外4基金を充てることは、寄付者の意向に十分適うものであり、寄付者の厚情を建築物に永く息づかせるものとなるため。

5. 条例一部改正

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

新旧対照表は、次ページのとおり

公布の日から施行する

新	旧
<p>○品川区社会福祉基金条例</p> <p style="text-align: right;">昭和52年8月1日 条例第23号</p> <p>改正 昭和60年3月15日条例第2号 昭和61年3月13日条例第3号 平成2年7月6日条例第28号 平成8年3月12日条例第1号 平成9年3月18日条例第1号 平成9年10月31日条例第31号 平成10年3月11日条例第1号 平成16年10月25日条例第29号 平成23年3月31日条例第10号 平成29年3月29日条例第13号 平成29年7月20日条例第32号</p>	<p>○品川区社会福祉基金条例</p> <p style="text-align: right;">昭和52年8月1日 条例第23号</p> <p>改正 昭和60年3月15日条例第2号 昭和61年3月13日条例第3号 平成2年7月6日条例第28号 平成8年3月12日条例第1号 平成9年3月18日条例第1号 平成9年10月31日条例第31号 平成10年3月11日条例第1号 平成16年10月25日条例第29号 平成23年3月31日条例第10号 平成29年3月29日条例第13号 平成29年7月20日条例第32号</p>
<p>(設置)</p> <p>第1条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の名称、目的および額)</p> <p>第2条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の名称、目的および額)</p> <p>第2条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当</p>

新	旧
<p>該基金の目的を達成するための経費に充当する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和60年3月15日条例第2号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和61年3月13日条例第3号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成2年7月6日条例第28号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成8年3月12日条例第1号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年3月18日条例第1号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年10月31日条例第31号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成10年3月11日条例第1号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成16年10月25日条例第29号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成23年3月31日条例第10号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成29年3月29日条例第13号)</p>	<p>該基金の目的を達成するための経費に充当する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和60年3月15日条例第2号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和61年3月13日条例第3号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成2年7月6日条例第28号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成8年3月12日条例第1号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年3月18日条例第1号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成9年10月31日条例第31号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成10年3月11日条例第1号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成16年10月25日条例第29号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成23年3月31日条例第10号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成29年3月29日条例第13号)</p>

新			旧		
<p>この条例は、平成29年3月31日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年7月20日条例第32号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>本表…全部改正〔昭和61年条例3号〕、一部改正〔平成2年条例28号・8年1号・9年1号・31号・10年1号・16年29号・23年10号・29年13号・32号〕</p>			<p>この条例は、平成29年3月31日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年7月20日条例第32号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>本表…全部改正〔昭和61年条例3号〕、一部改正〔平成2年条例28号・8年1号・9年1号・31号・10年1号・16年29号・23年10号・29年13号・32号〕</p>		
基金の名称	基金の目的	基金の額	基金の名称	基金の目的	基金の額
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円	武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円
富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円	富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円
越村いち社会福祉基金		5,000,000円	越村いち社会福祉基金		5,000,000円
村田富高社会福祉基金		5,000,000円	村田富高社会福祉基金		5,000,000円
城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円	城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円
(削除)		(削除)	障害者用善意社会福祉基金		10,000,000円
(削除)		(削除)	石原ふみ障害者用社会福祉基金		684,824,026円
(削除)		(削除)	安田リウ障害者用社会福祉基金		10,000,000円
(削除)		(削除)	佐藤ユキ子障害者用社会福祉基金		8,000,000円
(削除)		(削除)	高田右多子障害者用		81,004,473円か

新				旧			
				社会福祉基金			ら第5条の規定 により処分した 額を減じた額
	矢部久子高齢者用社 会福祉基金		10,000,000円か ら第5条の規定 により処分した 額を減じた額	矢部久子高齢者用社 会福祉基金			10,000,000円か ら第5条の規定 により処分した 額を減じた額